

# 白河市空家バンク改修等支援事業補助金交付要綱

平成28年白河市告示第178号

改正

平成28年白河市告示第187号  
令和2年3月13日要綱  
令和3年3月30日要綱第64号  
令和4年8月22日要綱第27号  
令和6年4月1日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市空家バンクの利用の促進を図るとともに、定住を推進するため、空家の改修等に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 白河市空家バンク設置要綱（平成28年白河市告示第177号。以下「設置要綱」という。）第3条第2項の登録を受けた空家をいう。
- (2) 定住 5年以上に渡って、生活の本拠を有していることをいう。
- (3) 購入者 空家を購入した者をいう。
- (4) 賃借者 空家を賃借した者をいう。
- (5) 所有者 設置要綱第4条に規定する「空家登録者」をいう。
- (6) 改修等 次に掲げるものをいう。

ア 改修 内外装、玄関、居室、便所、台所、風呂等を対象とした一般的な改修（増築を除く。）をいう。

イ 清掃 空家のハウスクリーニング、残置物処分、庭木の剪定及び除草をいう。

- (7) 補助事業者 本事業を実施する購入者、賃借者及び所有者をいう。

(補助の対象及び額)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(着手前届の提出)

第4条 本事業を実施しようとする者は、改修等の着手前に、白河市空家バンク改修等支援事業着手前届（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 改修等に係る見積書等の写し（改修費等の内訳がわかるもの）
- (2) 改修等に係る施工前の写真

- (3) 改修に係る部位を明記した平面図
- (4) 所有者の同意書（賃借者が事業を実施する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付申請）

第5条 規則第5条第1項第3号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 改修等に係る契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 改修等に係る施工前及び施工後の写真
- (3) 改修を実施した部位を明記した平面図（空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。）
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し（同法第6条第1項の確認申請が必要な改修に限る。）
- (5) 当該空家に転居後の住民票の写し（同一世帯全員分。購入者又は賃借者が事業を実施する場合に限る。）
- (6) 直近の市区町村の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号及び第2号の添付書類の提出は、要しないものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付決定後5年以内に空家に定住しなくなった場合（購入者又は賃借者に限る。）又は空家を賃貸しなくなった場合（所有者に限る。）は、次に掲げるときを除き、補助金の一部又は全部を返還させる条件を付すものとする。

- (1) 療養、就職又は就学により、転居するとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（実績報告）

第7条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、要しないものとする。

（財産の処分の制限）

第8条 本事業により改修を行った空家の規則第24条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年白河市告示第187号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日要綱第64号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日要綱第1号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	内 容
(1) 補助対象事業	①購入者又は賃借者が、自ら居住するために必要となる空家（併用住宅の場合にあっては、住宅部分に限る。以下同じ。）の改修等を行う事業 ②所有者が、空家の利活用促進のために必要となる空家の改修等を行う事業（改修の補助対象は、5年以上賃貸し、定住させるための空家に限る。）
補助要件	①共通 ア 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水まわり（台所、浴室、トイレ等）を備えていること。 イ この要綱又は国若しくは地方公共団体から別に改修等に係る補助金（白河市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱（平成26年白河市告示第105号）に係る補助金を除く。）の交付を受けていないこと。 ウ 補助事業者及び同一世帯の者が、暴力団関係者（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第2号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）でないこと。 エ 補助の対象とする空家は、本事業を実施する前後において、建築基準法その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違反指導を受けていないこと。 オ 市区町村税の滞納がないこと。 カ 当該空家に所有者が定住しないこと。 ②購入者及び賃借者 ア 補助事業者が自ら居住するため、購入又は賃借した空家であること。 イ 補助金の交付申請は、購入又は賃借した日から起算して12月以内かつ補助対象の工事が完了してから行うこと。 ウ 空家を賃借する場合は、事業着手前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 エ 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること。

	<p>オ 交付申請年度内に改修等した空家に定住すること。</p> <p>③所有者</p> <p>ア 5年以上賃貸し、定住させるための空家であること。（改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。）</p> <p>イ 補助金の交付申請は、補助対象の工事が完了してから行うこと。</p>
(2) 補助対象経費	<p>①改修 空家の改修に要する費用</p> <p>②清掃</p> <p>ア 空家のハウスクリーニングに要する費用（空家の内外部、造作家具、設備機器等に係るものに限る。）</p> <p>イ 空家の残置物処分に要する費用</p> <p>ウ 空家が存する敷地内の庭木の剪定・除草に要する費用</p>
対象外経費	<p>①改修</p> <p>ア 調査、設計及び工事監理に係る費用</p> <p>イ 空家の増築に係る費用</p> <p>ウ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用</p> <p>エ 改修工事に直接関係のない外構工事に係る費用</p> <p>②清掃</p> <p>ア 移動可能な家具や家電その他残置物の清掃に係る費用</p> <p>イ 改修工事に含まれる施工後の清掃に係る費用</p> <p>ウ 空家の購入又は賃借後に持ち込まれた残置物等の処分に係る費用</p> <p>エ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用</p>
(3) 補助額	<p>①改修 補助対象経費の2分の1以内かつ限度額150万円</p> <p>②清掃 補助対象経費の10分の10以内かつ限度額15万円</p>